１０月１１日ゼミ　発表資料

１０１５４０１７　岡田香織

**各障害基礎年金不支給決定取消等請求控訴事件**

＜障害基礎年金と受給資格――学生無年金障害者訴訟＞

（内野正幸 「憲法判例百選〔２〕＜第５版＞」〔別冊ジュリストNo.187〕p.304-305 2007年3月 ）

東京高裁平成17年3月25日判決

Ｘら-大学在学中に障害を負った

Ｙ1-社会保険庁長官

Ｙ2-国

経緯

Ｘら4人は、大学在学中に障害を負ったため、知事に対して障害基礎年金の受給裁定を申請したが、不支給処分を受けた。その理由は、Ｘらは国民年金に任意加入しておらず、被保険者資格がない、というものだった。

国民年金法の推移

　昭和34年法：20歳未満-障害福祉年金　保険料を納付していなくても受給者となる

　　　　　　　　　　20歳後障害者学生-救済措置なし

　昭和60年法：障害福祉年金は障害基礎年金に。保険料を拠出した人を受給者とする

学生は任意で国民保険に加入（加入率は1％程度）

従来障害福祉年金を受給していたもの、20歳未満のものには支給

従来福祉年金を受給していなかったもの、20歳以上の学生（国民年金に加入していないもの）には支給せず

　平成元年法：20歳以上は国民年金や厚生年金への加入が義務付けられる

第１審（東京地方裁判所　判決：平成16年3月24日）：

①ＸらはＹ1に対し、不支給処分の取り消しを求める行政訴訟を起こす。→棄却

②また、ＸらはＹ2に対し、国家賠償請求訴訟を起こす。→一部認容

＜判旨＞

①に関して・憲法２５条論

Ｘら4人のうち１人は、20歳前の障害基礎年金の支給要件に該当することが認められ、障害基礎年金の不支給処分の取り消しを認められた。

○「初診日」について

原告の一人の脳動静脈奇形は、先天性のもので出生日が初診日にあたるとする主張に対して、症状の発症時期が客観的に明らかであれば、医師の診察がなくともその時期が「初診日」にあたるとするのは、法解釈の限界を超えた主張である、とした。

Ｘらは「障害者に対して年金による所得補償を与えるのが憲法25条の要請であり、したがって障害基礎年金を障害者に対して支給しないことそれ自体が憲法違反である」、「任意加入制度の周知徹底義務を怠っていながら、任意加入をしていないことを理由に障害基礎年金の支給を拒むのは、憲法31条、禁半言、信義則に反する」として障害基礎年金の不支給処分取り消しを求めたが、東京地裁は「障害者に対しては、何らかの所得補償措置が講じられるべきことは憲法25条の要請であると言う余地はあるとしても、所得保障のための方策としては、生活保護を含めた様々なものがあり得るのであって、…（略）…、障害者に対する所得補償についての配慮もされていることは明らかである」とし、この要求を棄却した。

Ｘらは、生活保護ではなく、年金受給によって「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法２５条）」を営むことを主張。それに対して１審は「現行の生活保護制度が憲法２５法の要請を満たすものとして機能している」「年金のみが憲法２５条が要求する所得補償措置」であるとはいえない、とした。

☆障害福祉年金を付加的な恩恵的制度とすることに関して挙げられている問題点

・Ｘらは、保険料を払っていないため、拠出制の年金制度しかないとすればＸらは年金を支給されないことになるが、年金額の3分の1は国庫が負担することになっており、国からの援助を受けるという形で法のもとの平等が貫かれるような工夫がなされている。また、障害は偶発的なものであるから、たとえ保険料を払っていなかったとしても年金を支給すべきだ。

・国民年金法では、拠出制年金と福祉年金を基本的に同じ年金給付と位置づけ、両者を区別していない。

・福祉年金は、所得制限はあるものの、生活保護などの公的扶助のような資力調査を伴わない手当（社会手当）であり、生活保護のような公的扶助より人間の尊厳に値する保障方法である。その性質を看過している。

②に関して

＜昭和34年法に関連して＞

20歳未満の者が障害を負った場合には障害福祉年金が支給され、20歳以上の学生が障害を負った場合には支給されないことには疑問がある。しかし、学生が受ける不利益の程度と、立法の前提とした社会通念の内容からすると、憲法14条・25条に違反するとは言えない。

　[立法の前提とした社会通念：法の制定・適用の時点における大学進学率の低さ

→学生はエリート、金銭的余裕がある、という立法事実]

　　☆第1審が述べた、昭和34年法の20歳前の障害福祉年金の趣旨

若年で重度の障害を負ったものは回復困難で、その稼働能力はほとんど永久的に奪われるところ、親から不要を受ける程度をできるだけ少なくしなければならず、その意味で所得補償の必要性が高いため、このような制度が設けられている。

→さらに第1審は、このような事情は「20歳以上の学生についても妥当するものである」とし、「20歳以上の学生を障害福祉年金の支給対象から除外すべき理由は見出しがたい」とした。

☆学生エリート論に関して

東京地裁は、「昭和34年法の立案当時、このような前提事実の有無が調査された形跡はな」いとしている。さらに、昭和36年の大学生の家庭の平均収入は、全勤労者世帯の平均収入とほとんど異ならないものもあることが認められるとし、学生エリート論を立法事実として扱うのは、「客観的に見る限り疑問がある」としている。

＜昭和60年法に関連して＞

しかし、国民年金法が昭和60年に改正されたのちも、昭和34年法のように、両者（年金を払っていない20歳後障害者学生と、20歳未満障害者）を別異に処遇したままにしておくことは、両者間に不合理な差別が存在しているものと見られ、憲法14条に違反する。（昭和60年ごろまでに大学進学率が上昇したという背景がある）　是正措置は、「立法者がその裁量にもとづいて選択したものを採用すれば足りるものであったと言うべきである」としている。

＜総括して＞

在学中に障害を負いながら障害福祉年金を受けられなかったいわゆる学生無年金者に対して救済措置を講じず、また、格差是正のために何らの是正措置も講じなかったことは、国家賠償法上違法な立法不作為に当たる。

第２審（東京高等裁判所　判決：平成17年3月25日）

①行政訴訟（Ｘら→Ｙ1）をＸらが控訴→棄却

②国賠訴訟（Ｘら→Ｙ2）をＸら、Ｙ2の双方が控訴

　→Ｙ2の訴訟を容れて原判決の国賠訴訟認容部分を取り消すとともに請求棄却

＜判旨＞

①に関して・憲法２５条論

第1審の立場を踏襲。

②に関して

＜昭和３４年法に関連して＞

第一審とほぼ同様、憲法１４条・２５条に違反しないとした。

＜昭和６０年法に関連して＞

20歳未満の者が障害を負った場合には障害福祉年金が支給され、20歳以上の学生が障害を負った場合には支給されないという違いを是正すべきかどうかは、立法者が各種の条件を鑑みて総合的に判断すべきことである。昭和６０年法の改正時点では立法の検討作業が積み重ねられており、「国民年金法上学生に関するこのような問題に対する是正措置を結果として講じていないことを持って憲法１４条に違反する状態が生じていたということはできないし、昭和６０年法が従来障害福祉年金を受給していたものにつき障害基礎年金を支給することとしながら、同法制定以前に２０歳に達してから在学中に障害を受けたいわゆる学生無年金者につき結果として何らの措置を講じなかったことも、両者間に憲法１４条に違反する状態をもたらしたものと評価することもできない。」

＜平成元年法に関連して＞

Ｘらは平成元年法において遡及的な救済措置を講じなかったことは立法不作為であり、違法だと主張するが、これは上記の理由から違法ではないとした。

このような理由から、原審が覆され、Ｘらの主張は却下された。

☆司法権の及ぶ範囲に関して

また、Ｙらはこの訴訟において、司法権の限界をほのめかしている。Ｙらは＜憲法２５条にかかわる立法措置は、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような＞「場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない」という主張をしていた。この点について第１審・２審ともにその趣旨を認め、かぎ括弧部分について、「場合に初めて憲法違反の問題が生じる」と言い換えた。

この訴訟について第１審は、昭和60年法の是正は憲法１４条の統制するところであるが、どのような是正措置を選ぶかは立法政策の問題である、とした。裁判所は何らかの是正措置が採用されたことを前提として、不支給処分を取り消すことはしなかった。また、第２審は昭和60年法を是正するかどうかは立法政策の問題である、とした

（以上、☆印は田中明彦「国民皆年金と障害年金保証」『賃金と社会保障』1378号p.4～を参考にしました）

関連法規

　憲法第14条1項[法の下の平等]

　　全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身　分又は門地により、政治的、　　経済的または社会的関係において、差別されない。

　憲法第25条[生存権、法の下の平等]

　　1項　全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

　　2項　国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな　　　　 ければならない。

　憲法第31条[法定手続きの保障]

　　何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪はれ、またはその他の刑罰を科せられない。

国民年金法　第7条　＜国民年金の被保険者の規定＞

　次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一　日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号の いずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定 めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二　被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）

三　第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

２　前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

３　前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

国民年金法　第30条＜障害基礎年金の適格者の規定＞

　障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に 規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々 月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一　被保険者であること。

二　被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

２　障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

国民年金法　第30条の4

疾病にかかり、 又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日 後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

２ 　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかつた者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達した ときは二十歳に達した日後において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

３　第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

国家賠償法

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第一条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

②　前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

用語解説

国家賠償（国家の不法行為責任）：国または公共団体が違法に人民の権利を侵害した場合の賠償責任。

立法事実：法律の必要性を根拠づける社会的・経済的な事実。

禁半言：訴訟において、一定の事実に反する又はある事実の存在を否定する主張を許さないとする英米　法上の原則の一つ。

信義則（信義誠実の原則）：権利義務という法律関係の履行は相互の信頼と誠実な行動によって円滑に　行われるべきという主張。

拠出制年金：年金額の支給に要する費用を被保険者として負担する年金。（マイペディアより）

障害基礎年金は、誰に支給されるのか？

|  |
| --- |
| 昭和34年法施行 |
| 20歳未満 | 20歳未満 | ２０歳以上（未加入） | ２０歳以上（加入） | ２０歳以上（未加入） | ２０歳以上（加入） |
|  |  |  |  |
| ２０歳 |
| 昭和60年法施行 |
|  |  |  |  |  |  |
| ２０歳 | ２０歳以上（未加入） | ２０歳以上（加入） |

・初診日が２０歳以上だった場合、初診日以前に、保険料納付要件を満たしていないと障害基礎年金は支給されない。

・参考：平成２４年の障害基礎年金支給額

（参考：日本年金機構　<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3226>）

　1級　983,100円（2級の1.25倍） + 子の加算額（18歳未満の子、一定の障害状態にある20歳未満の子の数により、加算される。）

2級　786,500円 + 子の加算額